

○農林水産省告示第七百八十一号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の四の項のカナダから発送されるランパート種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、昭和五十七年六月一日から施行する。

昭和五十七年五月二十日

農林水産大臣 田澤 吉郎

一 植物及び地域

ランパート種のさくらんぼの生果実であつて、カナダのうち、カナダ植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

(一) カナダ植物防疫機関により検査され、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は倍する旨記載されているカナダ植物防疫機関が発行した植物検査証明書が添付してあるものであること。

(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
ア コドリングに侵されていないものであること。

イ 四の消毒が行われたものであること。

(三) (一)の植物検査証明書には、(一)の検査及び四の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。

四 生産地における消毒

(一) くん蒸施設において、臭化メチルを使用し、二時間くん蒸すること。この場合における葉量及び果実温度は、次の表の一の項又は二の項に定めるところによる。

葉 量	果実温度
一 容積一立方メートル当たり三十二グラム	二十二度以上
一 くん蒸施設の内容積一立方メートル当たり四十八グラム	十七度以上二十二度未満

(二) (一)のくん蒸は、未包装のままで行うこととし、一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の四十九パーセントを超えないこと。

五 こん包及びこん包場所

(一) 消毒された生果実は、コドリングの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

(二) (一)のこん包は、コドリングの侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

(三) 各この包には、カナダ植物防疫機関による封印がなされていること。

六 表示

（一）三の（一）の検査及び四の消毒が行われた生果
実のこん包には、輸出植物検疫が終了してい
る旨及び仕向地が日本である旨の表示がなさ
れていること。
（二）（一）の仕向地の表示は、こん包の三面以上に
なされていること。

正 誤	正 誤
ページ	頁
段	正

昭和五十七年五月二十日農林水産省告示第七百八十一号(植物防疫法施行規則別表一の四の項のカナダから発送されるランパート種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)
(印刷誤り)

五四 各この包 各こん包